

第20回田原市市民協働まちづくり会議

日時:平成27年6月30日(火)

午後6時から

場所:田原市役所南庁舎600会議室

1 あいさつ

2 報告事項

- (1) 市民協働まちづくりの推進体制について 【資料1-1】【資料1-2】

- (2) 田原市の市民協働まちづくり方針について 【資料2】

- (3) 市の機関の取り組みについて 【資料3】

- (4) 平成27年度市民協働事業について 【情報誌】
 - ① 市民協働まちづくり事業補助金 【資料4-1】【資料4-2】

 - ② 市民活動チャレンジ支援補助金 【資料5】

 - ③ 市民活動向上事業補助金 【資料6】

 - ④ 新規団体・人材養成活動補助金 【資料7】

 - ⑤ 市民提案型委託事業 【資料8-1】【資料8-2】

3 意見交換

○市民提案型委託事業【自由テーマ型】について

【資料9】

○市民活動団体登録制度の導入について

【資料10】

4 その他

○第21回会議:平成27年10月頃(予定)

・平成28年度の市民協働推進事業について 他

配布資料

【パンフレット】田原市市民協働まちづくり条例「概要版」

【資料1-1】田原市市民協働まちづくり条例の概要

【資料1-2】協働事業の展開

【資料2】市民協働まちづくり方針(ポケット版2015)

【資料3】市民協働まちづくり方針に基づく市の機関の取組

【資料4-1】市民協働まちづくり事業補助金の実績

【資料4-2】市民協働まちづくり事業補助金の状況報告

【資料5】市民活動チャレンジ支援補助金

【資料6】市民活動向上事業補助金の実績と状況報告

【資料7】新規団体・人材養成活動補助金の実績と状況報告

【資料8-1】市民提案型委託事業の実績と状況報告

【資料8-2】平成27年度市民提案型委託事業【テーマ提示型】応募要領

【資料9】平成27年度市民提案型委託事業【自由テーマ型】応募要領

【資料10】市民活動団体登録制度の導入について

【情報誌】市民活動だより vol.20、21

第20回田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

【委員】

番号	職名	委員氏名	役職等	備考	
1	会長	すずき まこと 鈴木 誠	愛知大学地域政策学部教授	5号委員 (学識経験者)	欠席
2	副会長	とみた いくお 富田 育男	田原市地域コミュニティ連合会理事	2号委員 (市民活動団体)	
3	委員	いとう のぶひろ 伊藤 伸浩	— (公募) —	1号委員 (公募市民)	
4	委員	ふじしろ みつあき 藤城 充章	田原青年会議所副理事長	2号委員 (市民活動団体)	
5	委員	さかい おさむ 酒井 修	田原市ボランティア連絡協議会会長	2号委員 (市民活動団体)	
6	委員	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)	欠席
7	委員	やまもと かすみ 山本 かすみ	田原市体育協会	2号委員 (市民活動団体)	
8	委員	やすだ ゆきお 安田 幸雄	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)	
9	委員	たかせ よしびこ 高瀬 与志彦	J A愛知みなみ専務理事	3号委員 (事業者の団体)	
10	委員	なかむら ただし 中村 匡	田原市政策推進部長	4号委員 (市の機関)	

【事務局】

政策推進部 市民協働課	鈴木 通之 (課長) 彦坂 英美 (副主幹) 加藤 兼三 (副主幹) 仲井 萌 (主事補)
------------------------	--------------------------------------------------------

第20回田原市市民協働まちづくり会議 配席表

平成27年6月30日(火) 午後6時から
田原市役所南庁舎6階 600会議室

副会長 富田 育男
(田原市地域コミュニティ連合会)

委員 山本 かすみ
(田原市体育協会)

委員 安田 幸雄
(田原市商工会)

委員 高瀬 与志彦
(JA愛知みなみ)

委員 中村 匡
(田原市政策推進部長)

委員 伊藤 伸浩
(公募委員)

委員 藤城 充章
(田原青年会議所)

委員 酒井 修
(田原市ボランティア連絡協議会)

事務局

副主幹

加藤 兼三

市民協働課長

鈴木 通之

副主幹

彦坂 英美

主事補

仲井 萌

出入り口

田原市市民協働まちづくり条例の概要

1 策定の経過

- ① 地方分権改革・各種の規制緩和による地域自治の自主自律が求められるなかで、この地域のまちづくりにおいても「市民参加・協働型自治の推進」が求められ、田原町・赤羽根町及び田原市・渥美町合併時に策定された新市建設計画において、この取り組みが位置付けられました。
- ② この新市建設計画を受けて、平成 17 年度から検討を開始した田原市総合計画策定に際して設置した『まちづくり市民懇談会』（市民 79 名・5 部会）において、市民協働によるまちづくりのあり方を検討しました。
- ③ 市民参加と協働のまちづくりに関し、自治会・校区ヒアリング、行政懇談会、市民・事業者・団体の意識調査を実施し、各種市民活動の実態把握に取り組みました。
- ④ 市民参加と協働のまちづくりの基本的ルールを定めるため、平成 19 年 7 月（～12 月）に『田原市まちづくり推進条例検討会議』を設置し、条例及び規則に規定すべき項目を検討しました。
- ⑤ 条例検討会議の検討結果を踏まえ、「田原市市民協働まちづくり条例」の案を作成し、田原市議会の議決を経て、平成 20 年 3 月 26 日に公布（制定）しました。

2 条例に定める項目

- ① 総則的事項（第 1 条～第 7 条）
- ② 協働促進の方針（第 8 条）
- ③ 市民参加と協働（第 9 条・第 10 条）
- ④ 市民公益活動の支援（第 11 条～第 13 条）
- ⑤ 地域コミュニティ団体（第 14 条～第 18 条）
- ⑥ 市民協働まちづくり基金（第 19 条）
- ⑦ 市民協働まちづくり会議（第 20 条）

3 規則に定める項目

- ① 地域コミュニティ団体の認定手続き（第 2 条～第 5 条）
- ② 市民協働まちづくり会議の運営（第 6 条～8 条）

4 田原市市民協働まちづくり会議

(1) 設置根拠

- 田原市市民協働まちづくり条例（平成20年4月1日施行）による設置規定（第20条要点）
 - ・「協働促進方針」及び「方針に関わる施策の検討」並びに「その他の必要事項の調整」を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。
 - ・協働会議は、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」及び「市の機関」で構成する。
- 条例施行規則による運営規定（第6条・第7条・第8条要点）
 - ・協働会議は15人以内の委員（任期2年）で構成し、委員互選により会長及び副会長1人を置く。
 - ・協働会議は会長が招集し・議長を務める。
 - ・協働会議は半数以上の委員が出席しなければ開催できない。議事は、出席者の過半数で決する。

(2) 会議の役割

①『田原市市民協働促進方針』の検討

- 方針策定 … 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、それぞれの権利・義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえて一定期間の取組方針を定める。
- 状況確認 … 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価する。
- 方針改定 … 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針の改定を行う。(H25.3)

②『田原市市民協働促進方針に関わる施策（取組）』の検討

- 行政活動における市民参加と協働の促進に関する取組
 - ・市民への行政情報の提供制度のあり方
 - ・市民参画を確保する制度のあり方
 - ・指定管理者制度基本方針のあり方
 - ・アウトソーシング推進のあり方
 - ・公募・提案型協働事業のあり方 等
- 市民公益活動における協働の促進に関する取組
 - ・市民活動団体の連携促進のあり方 等
- 市民公益活動の支援に関する取組
 - ・活動環境の整備のあり方
 - ・市民等に対する市民公益活動の情報提供のあり方
 - ・行政保有情報の提供のあり方
 - ・人的支援のあり方
 - ・財政的支援のあり方（公募型補助等）
 - ・市民公益活動に対するその他支援のあり方 等
- 地域コミュニティ団体認定基準及び地域コミュニティ振興・支援体制
- 基金活用方法 ○寄付募集、運用益等活動のあり方

市民協働事業の展開

●市民で出来ることは、市民で実現する。

●市民だけでは出来ないことを実現する

市民公益活動の領域

行政活動の領域

市民

市民活動団体

地域コミュニティ団体
NPO、ボランティア団体

市民提案型委託事業

市民活動支援センター
による講座開催

担い手の育成

自主活動

③ 自由テーマ型（市民提案）

○市民団体が市施策として有効な実施可能な事業を提案
○市民団体が委託料（必要額）を積算する
市民活動団体からの提案の有効性等を市担当課で評価し、
内容協議の上で、翌年度予算で要求

平成22年度～ 事業実施

④ テーマ提示型（行政提案）

○行政が求めるテーマ実現手法を市民団体から募集
○市から委託料の上限額を示す
市担当課は市民活動団体の提案の有効性等を確認し、
契約団体を選考

平成22年度～ 提案募集

人材育成支援補助金

スキルアップ
人材養成
活動補助

- 平成22年度～
- 団体構成員
 - 旅費・受講料等
 - 補助率1/2
～2/2
 - 上限額3万円
 - 随時受付
 - 総額15万円

人材裾野拡大
新規団体
活動補助

- 平成22年度～
- チャレンジ
支援
- 平成26年度～

① 市民協働
まちづくり
事業補助金

- 平成21年度～
- 補助率1/2
 - 上限額20万円
 - 3回限度
 - 補助予算130万円
 - ★公開審査

※常設型補助金にない活動

自立化

その他の協働

- 行政活動への市民参加
- 無報酬・小額報酬
- ・アダプトプログラム
- ・ボランティアスタッフ
- ・その他

常設化 ③

常設型補助金

■市民の自主活動として活動実施 ○補助率1/2上限 ※行革方針

- 【団体活動補助】 地域コミュニティ、老人クラブ、子ども会 等々
- 【団体運営補助】 社会教育団体連絡協議会、文化協会、体育協会、PTA連絡協議会 等々
- 【団体事業補助】 各種スポーツ教室

委託業務

■行政の責任による事業実施
○ニーズに即した事業実施：効果向上 ○コスト低減
○体制・予算面で手が出せなかった事業の実施

- | | |
|-----------|--------------------------------------------|
| 【農政課】 | 漁場クリーンアップ |
| 【維持管理課】 | 公園等管理 |
| 【文化生涯学習課】 | 施設指定管理、あつみロビーコンサート、田原市音楽祭、家庭の日コンサート、文化教室等々 |
| 【スポーツ課】 | 各種スポーツ教室 |

委託的補助

補助化・委託化

ポケット版2015



田原市の

市民協働まちづくり方針

わたしたち みんなでとりくむ
まちづくり

この冊子は、田原市で活動する
市民・市民活動団体・事業者・市の機関が
今後のまちづくりにおける
“目指すべき姿”をまとめたものです。

《もくじ》

- | | |
|-------------------|--------|
| 1. 取組の背景と現状 | P 1 |
| 2. 基本理念 | P 2 |
| 3. 基本姿勢、配慮すべき点 | P 3 |
| 4. 市民協働の6つの指針 | P 4~10 |
| 5. 市民協働まちづくり会議の運営 | P 11 |
| ○ 田原市民活動支援センター | P 12 |
| ○ 活動支援の関連情報 | P 13 |
| ○ 田原市内の各種団体 | P 14 |
| ○ 主なイベントの予定 | P 15 |

1 取組の背景と現状

(1) 市民協働のまちづくりの必要性

- ① 地方分権改革の進展に伴い、市町村の自己決定、自己責任が拡大し、市民による選択が重要となっています。
- ② 市民の価値観・ニーズが多様化し、行政の画一的施策では、対応が困難になっているものが増えています。
- ③ 東日本大震災など頻発する自然災害によって、日ごろからの地域の絆づくりが、重要視されています。
- ④ 田原市総合計画（H18年策定、H25年改定）において、「市民参加と協働による持続可能なまちづくり」の推進が掲げられています。
- ⑤ 分権による市の権限拡大を踏まえ、市民ニーズに合わせた施策を市民と一緒に実施することで、市民満足度の向上が期待できます。

(2) 市民協働のまちづくりの現状と展望

- ① 昭和40年代から地域コミュニティ（自治会・校区・校区コミュニティ協議会）による地域自治活動が開始され、田原市のまちづくりの中心となっています。
- ② 300を超える市民活動団体が存在し、近年、NPO（非営利活動の団体）が増加してきています。
- ③ 市の施策実施では、市民意見を反映されるとともに、校区コミュニティ協議会・自治会を始め、様々な団体に業務を委託し、協働体制を構築しています。
- ④ 市民活動団体同士の連携は、それぞれが持つ課題の解決に有効です。少しずつ団体間の連携が進んでいます。

「市民協働」とは？

市民・市民活動団体・事業者・市の機関が、それぞれの役割を認識し、信頼関係を築きながら、対等な立場で協力し、お互いに補い合うことです。

2 基本理念

基本理念

実現期間
H25年～H29年

協働会議 検討・調整の場

事業者の役割
市民活動団体の役割
市民の役割

支援

協働基金
資金の確保

行政参加・協働

市の機関の役割

(1) 市民協働の基本理念

**みんなが、それぞれの役割を認識し、
お互いの理解と信頼のもと、
市民協働によるまちづくりを推進する**

(2) 期待されている役割

■市民の役割

まちづくりの主役としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加することが求められています。

■市民活動団体の役割

活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組み、また、広く市民に理解されるような行動が求められています。

■地域コミュニティ団体の役割

市民活動団体の基礎的団体である地域コミュニティ団体は、民主的かつ公平で開かれた運営によって、自主的に地域課題に対処することなどが求められています。

■事業者の役割

事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に対して人的・財政的に支援することが求められています。

■市の機関の役割

市の機関（市長、各種委員会、市議会など）は、それぞれの権限・能力の範囲で、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実行するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとします。

(3) 方針をつくる目的 … 市民協働の基本理念を実現するため、これからみんなで行き組む基本的な方針を定めるものです。

(4) 方針を実現する年度 … 5年間（平成25年度～平成29年度）

3 基本姿勢・配慮すべき点

協働を実現するには、相互理解と信頼の構築が不可欠であるため、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関に共通して必要となる「基本姿勢」と「配慮すべき点」を示します。

(1) 基本的な姿勢

- **あいさつの奨励**
- **会議ルールへの順守**
- **持続的な学習・体験**
- **担い手の確保**
- **無理、無駄の削減**

(2) 配慮すべき視点

- **幅広い世代の参加**
- **男女共同参画**
- **多文化共生**
- **人と人との絆づくり**

主なイベントの予定

【平成27年度】

開催日	行事・イベント名	場 所
6月 7日(日)	田原を美しくする推進デー	市内一円
6月20日(土)	校区交流スポーツ大会	渥美体育館
7月26日(日)	たはらエコフェスタ	田原文化会館
8月29日(土)	田原市総合防災訓練	白谷海浜公園
8月30日(日)	男女共同参画フェスティバル	田原文化会館
9月 6日(日)	トライアスロン伊良湖大会	伊良湖岬周辺
9月19日(土) ～20日(日)	田原祭り	田原町内
10月11日(日)	蔵王山展望まつり	蔵王山
10月25日(日)	田原市民まつり	田原文化広場周辺
10月30日(金) ～11月1日(日)	田原市文化祭	田原・渥美文化会館、 池ノ原公園
11月 8日(日)	田原市自主防災会防災訓練	市内一円
11月 8日(日)	福祉のつどい	田原福祉センター
11月15日(日)	中部・北陸実業団駅伝競走大会	市内一円
1月10日(日)	田原市成人式	田原文化会館
1～3月(予定)	田原菜の花まつり	市内一円
開催日未定	しみんのひろば	田原文化会館
開催日未定	どすごい交流会	未定

※イベントの開催日・場所は予定ですので、変更となる場合もあります。事前に広報たはらや市ホームページなどでご確認ください。



○ 田原市内の各種団体

田原市内の主な団体組織を紹介します。※非営利活動を行う団体の集合組織

■市民活動団体の組織

○ 田原市地域コミュニティ連合会

・校区コミュニティ協議会(20校区) ・自治会(106自治会)

(事務局:市役所市民協働課 TEL23-3504)

○ 社会福祉協議会ボランティアセンター

(田原市社会福祉協議会内 TEL23-0610)

○ 田原市文化協会 (事務局:田原文化会館内 TEL22-6063)

○ 田原市体育協会 (事務局:田原文化会館内 TEL22-6063)

■事業者団体の組織

○ 田原市商工会 (事務所:田原町倉田10番地の2 TEL22-6666)

(赤羽根支所:赤羽根町赤土1番地 TEL45-2000)

○ 渥美商工会 (事務所:古田町岡ノ越6番地4 TEL33-0441)

■その他の団体

○ 田原青年会議所 (事務所:田原町倉田10番地2 TEL23-2740)

○ あつまるタウン田原 (事務局:セントファーレ3F TEL24-2345)

○ たはら国際交流協会 (事務局:田原文化会館内 TEL22-2622)

○ 田原ロータリークラブ (事務所:華山会館3F TEL22-0831)

○ パシフィックロータリークラブ (事務所:華山会館3F TEL22-5955)

○ 渥美ロータリークラブ (事務所:蒲郡信用金庫渥美支店2F TEL32-1251)

○ ライオンズクラブ (事務所:田原市商工会館内 TEL22-6013)

○ 活動支援の関連情報

■東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」

東三河の5市が運営する市民活動を支援するインターネットのホームページで、イベント・ボランティア情報、団体の活動情報、募集・補助金情報などが掲載されています。

HPアドレス：<http://genki365.net/gnkh02/pub/index.php/>

※キーワード「どすごいネット」で検索して下さい。

■活動拠点

- 田原文化広場(総合体育館) TEL22-6061
- 中央図書館 TEL23-4946
- 情報センター TEL22-7200
- 赤羽根文化広場 TEL45-2823
- 赤羽根文化会館 TEL45-3939
- 渥美文化会館 TEL33-1000
- 渥美運動公園 TEL38-0111
- 江比間野外活動センター TEL37-1025
- 田原博物館 TEL22-1720
- 渥美郷土資料館 TEL33-1127
- 緑が浜公園 TEL23-2663
- 滝頭公園 TEL22-3936
- 白谷海浜公園 TEL22-7300
- 中央公園 TEL22-0003
- 田原福祉センター(赤羽根福祉センター) TEL23-3811
- 渥美福祉センター(ライフランド) TEL33-0386
- 田原福祉専門学校 TEL22-3939
- 田原市役所 TEL22-1111
- 赤羽根市民センター TEL45-3111
- 渥美支所 TEL33-1111

○ 田原市民活動支援センター

さらなる市民活動の推進を図るため、市民活動支援センターを設置しています。

- 〔場 所〕 田原文化会館フリースペース
- 〔開設日〕 毎週火・金・土 ※平成19年7月開設
- 〔開設時間〕 平日 午後1時～6時 / 土・祝日 正午～午後5時
- 〔連絡先〕 TEL 22-1111 (内線812)
- 〔E-mail〕 shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp
- 〔ホームページ〕 <http://www.city.tahara.aichi.jp/kyoudou/>

■主な業務内容

- 市民活動相談業務 … 各団体の運営上の問題について、助言等を行います。
- どすごいネット業務… 東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」の啓発と利用方法などのサポートを行います。
- NPO講座の開催 … 市民・団体を対象とし、活動に役立つ講座を開催します。
- 市民活動だより発行… 年2回発行
- 広報たはら情報掲載… 毎月15日号に市民活動を応援するページを連載し、市民活動の情報を発信します。
- メールマガジン配信… 団体情報や支援制度情報等を随時発信します。
- 公式face book運営 … 団体情報や市のイベント情報等を随時発信します。
★広報ページ、メールマガジン、face bookに掲載する持ちこみ情報も受付けています。
- 協働事業支援 … 団体情報の発信及び団体相互の交流の場として開催する交流会の企画運営をサポートします。
- 各種情報の掲示 … イベント・助成金情報などの掲示スペースがあります。

4 市民協働の6つの指針

指針1 市民等の役割の実現

市民、市民活動団体、事業者は、それぞれに求められている役割を実現して行きます。

○ 市民の取組のあり方

- ・まちづくりの主体であることを認識し、自らできることに取り組むとともに、行政活動や市民公益活動の参加に務めていきます。

取組① 市民公益活動への参加 … 参加する中で、達成感・充実感を得よう！

取組② 行政活動への参加 … 行政運営に関心を持とう！

○ 市民活動団体の取組のあり方

- ・自らの活動や、市・各種団体との協働を通して、市民等との信頼を築くとともに、まちづくりに貢献しながら、自らの活性化を図っていきます。

取組① 活動PR・信頼性の向上 … 多くの市民に活動を認めてもらおう！

取組② 市民公益活動や行政活動への参加・協働 … 関心を持とう！

○ 事業者の取組のあり方

- ・自らの事業活動や、行政活動・市民公益活動への参加・支援などを通して、まちづくりに貢献しながら、自らの事業発展を図っていきます。

取組① 事業活動による社会貢献 … 地域発展と事業環境向上を目指そう！

取組② 市民公益活動への参加・支援 … できる範囲の協力をしよう！

取組③ 行政活動への参加・協働 … 行政運営に関心を持とう！

指針 2 行政参加・協働の推進

みんなで、行政活動への市民参加・協働を進めていきます。

○市民参加・参画のあり方

・市の機関は、市民ニーズにマッチした施策内容とするため、情報を公開し、みんなの参加を得ながら、企画・実現していきます。

- 取組① 積極的な行政情報の公開 … 内容に応じた公開・伝達方法に改善！
- 取組② 行政活動への市民参加拡大 … 参加しやすい日程・方法に改善！
- 取組③ 市民公募委員の導入 … 広く市民の参画を呼びかけよう！
- 取組④ 市民活動団体等への参画要請の整理 … 負担の軽減！
- 取組⑤ パブリックコメント制度 … 公表・意見の求め方を改善！
- 取組⑥ 市民意見の提案制度 … 意見を反映！
- 取組⑦ 意見交換のための会議開催 … 各種団体が交流する機会を増加！
- 取組⑧ アンケート調査 … アンケートなどで市民の意向を把握！

○行政活動における協働のあり方

・市の機関は、みんなで取り組んだ方が、少ない経費で高い効果が得られる業務を見つけ、責任・費用などを明確にしながら実施していきます。

- 取組① 地域コミュニティ団体との協働 … 状況に応じた委託！
- 取組② 地域コミュニティ団体の要望への対応 … 臨機応変に対応！
- 取組③ 特定業務の外部委託 … 業務内容に応じた委託方式を選択！
- 取組④ 市民等の提案による協働事業 … 市民提案型協働事業の実施！
- 取組⑤ 様々な協働方式の導入 … 効果的な実施方法を研究・実施！

○市民参加・協働状況の公表

・市の施策・業務への市民参加・協働の状況は、毎年、公表することでやり方の改善や、新たな参加の拡大を図っていきます。

- 取組① 協働会議への報告・一般公表 … 実績を公表・評価！

指針 3 市民間協働の推進

みんなで連携しながら、市民公益活動を進めていきます。

○市民間協働のあり方

- ・市民公益活動によるまちづくりを推進するため、市民、市民活動団体、事業者が得意な分野で、相互の連携（協働）を進めていきます。

取組① 市民公益活動における連携・協力・援助

- … 団体の名称や活動内容を知ろう！
- … 連携のためのルールを作ろう！
- … 活動に有効な支援情報を伝えよう！

取組② 市民活動団体による市民活動の支援

- … 互いに助け合おう！

指針 4 市民公益活動の支援

市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的支援、財政的支援により市民公益活動の促進を図ります。

○活動環境の整備のあり方

- ・市の機関は一体となって、市民公益活動のための施設整備、施設利用の利便性の向上や、安心して活動できる環境の確保に取り組んでいきます。

取組① 施設等の整備・利用改善 … 利便性を向上させよう！

取組② 市民公益活動の環境整備 … 安心して活動できる環境を整えよう！

○情報提供のあり方

- ・市の機関は、市民公益活動の情報発信に協力するとともに、個人情報保護に留意しながら、必要な情報を提供していきます。

取組① 市民公益活動の市民等への情報提供 … 提供の仕方を工夫しよう！

取組② 行政情報の提供 … 行政保有情報を活用しよう！

○人的・財政的支援等のあり方

- ・市の機関は、市民公益活動に対して、人的、財政的、その他必要な支援を行います。

取組① 市民公益活動への人的支援 … 職員を参加・派遣させよう！

取組② 市民公益活動への財政的支援 … 効率的な支援方法を立ち上げよう！

取組③ 市民公益活動へのその他の支援 … 共催・後援によって支援しよう！

○市民間協働の支援のあり方

- ・市の機関は、市民同士の協働が進むように、交流の場・機会を設けていきます。

取組① 市民間協働の促進のための支援
… 支援のためのネットワークを形成しよう！

指針 5 地域コミュニティ活動の振興

まちづくりの基礎となる地域コミュニティ団体を、みんなで活発にしていけます。

◆地域コミュニティ団体の振興のあり方

・地域コミュニティ団体を、みんなで活発にしていけます。

(1) 市民・市民活動団体・事業者の参加

取組① 市民の加入・活動参加

… 活動に参加し、互いに助け合い、地域への愛着と誇りを深めよう！

取組② 市民活動団体の加入・活動参加

… 活動する地元のコミュニティに参加し、協力関係を築こう！

取組③ 事業者の加入・活動参加

… 関わりのある地域コミュニティ団体に加入・参加・協力しよう！

(2) 市の機関の支援

取組① 地域コミュニティ団体の振興策

… 地域コミュニティ振興計画に基づく活性化策の実施！

取組② 地域コミュニティ団体の意見の反映

… 地域において集約された意見を市の施策に反映！

取組③ 地域コミュニティ団体の認定制度

… 民主的で公平な運営を行っている地域コミュニティ団体を市が認証！

(指針5)

◆地域コミュニティ団体の取組のあり方

- ・地域コミュニティ団体は、身近なまちづくりに自主的に取り組んでいきます。

(1) 組織体制の改善

取組① 組織の見直し

- … 自治会、校区、校区コミュニティ協議会の組織の最適化を進めよう！

(2) 市民等の参加機会の確保

取組① 加入・参加の拡大

- … 地域コミュニティ団体のルール・活動状況を公開し、参加拡大を図ろう！

(3) 課題対処等の取組

取組① 地域課題の対処

- … 自助・共助・公助の補完性の原理に基づき、課題解決に取り組もう！

(4) 関係団体との連携

取組① 地域コミュニティ団体との連携

- … 関連する地域コミュニティ団体どうして協力して課題に対処しよう！

取組② 地域の各種団体との連携

- … 専門分野の団体の力を借りて、課題に対処しよう！

(5) 意見の集約・代表

取組① 意見の把握

- … 情報を公開し、住民等の意見を聞こう！

取組② 意見の集約・代表

- … 民主的な手順で意見を集約し、関係者に意思表示しよう！

指針 6 市民協働まちづくり基金の活用

市民協働まちづくり基金を、市民の連携、地域振興、市民公益活動の活性化に、みんなで有効活用していきます。

○基金管理のあり方

- ・ 現在又は今後の市民公益活動の資金を確保するための基金を、適正に管理します。

取組① 合併特例債積立部分の管理・運用

○基金運用益等の活用のあり方

- ・ 市民公益活動に、基金の運用益を活用していきます。

取組① 一般寄付等による積立部分の確保・運用

市民活動団体の活動を支援する制度

■市民協働まちづくり事業補助金

○市民活動団体の公益的な活動の経費の一部を支援します。

【事業費10万円以上の事業：補助率2分の1、上限20万円】

【事業費10万円未満の事業：補助率2分の1、上限5万円】

■新規団体活動補助金【事業費の10分の10補助（上限5万円）】

○市民が新たに仲間を集って始めようとする活動の経費を支援します。

※平成27年度は募集を締め切りました

■人材養成活動補助金【事業費の10分の10または一部補助（上限3万円）】

○団体会員が、団体の活動に関する知識・手法などを習得するための講座などの受講経費、交通費の一部を支援します。

■市民活動チャレンジ補助金【事業費の2分の1補助（上限10万円）】

○市民活動の担い手を増やし、地域活性化につなげることを目的として、青年層の市民による公益活動を支援します。

5 市民協働まちづくり会議の運営

田原市市民協働まちづくり条例に基づき、方針・施策の検討・調整を行なうために設置する会議です。



(1) 運営方法

○ 委員構成（平成27年6月現在）

会 長：鈴木 誠（愛知大学地域政策学部教授）

委 員：①公募市民 伊藤伸浩
②市民活動団体 冨田育男（田原市地域コミュニティ連合会理事）
藤城充章（田原青年会議所副理事長）
酒井 修（田原市ボランティア連絡協議会長）
本多智映子（田原市文化協会副会長）
山本かすみ（田原市体育協会）
③事業者団体 安田幸雄（田原市商工会副会長）
高瀬与志彦（愛知みなみ農業協同組合専務理事）
④市の機関 中村 匡（田原市政策推進部長）

○ 会議開催 定例会議2回・臨時会議（随時）

(2) 協議事項

- 協働促進方針の策定、改訂
- 方針の実現状況の確認

この方針は、平成20年度に策定され、市民協働まちづくり会議において平成24年度に見直し作業を行い、平成29年度を目標に継続して取り組んでいくことが確認されました。

田原市の市民協働まちづくり方針 第4章に基づく 平成27年度の市の取組

資料 3

田原市の市民協働まちづくり方針(h20.10 田原市市民協働まちづくり会議)

基本理念「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働のまちづくりを進めよう。」

区分1【指針その2】 行政参加・協働の推進

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ① 施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努める。【条例第9条第2項】
- ② 行政活動における協働の推進に努める。【条例第9条第3項】
- ③ 行政活動における市民参加に協働の状況を公表する。【条例第9条第4項】

(1) 市民参加・参画のあり方

a. 積極的な行政情報の公開

現状

- ◆ 行政情報は、月2回発行する広報たはら等と、随時発行する施策・イベントららし等に掲載し、校区・自治会を經由する地域文書として、市民に伝えています。
- ◆ インターネット・ホームページ(市、市議会等)やケーブルテレビ(市政番組、議会中継等)、声の広報、市政ほーもん講座・びーあるー講座等で情報提供しています。

今後の取組

- 情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じてより効果的な方法を選択・整理・組み合わせます。
- 市民に広報紙やケーブルテレビ番組に番組に関心を持って貰えるよう工夫し、受け手にとって有意義で分かりやすい情報提供に努めます。

平成27年度の取組

- 【政策推進課】
 - ・田原市まち・ひと・しごと創生連携会議を公開で開催する。・行政評価の結果をホームページで公表し、行政の透明性の向上を図る。
 - 【経営企画課】
 - ・公共施設の適正化に関する情報を公開する。(継続)
 - ・公共施設推進室「企業立地専用HP」において、分譲地情報や企業立地インセンティブなど、新規企業立地の参考になる行政支援情報の情報提供に努めている。(継続)
 - 【市民協働課】市民活動だよりを2回発行し、市民活動情報を提供する。(継続)
 - 【広報秘書課】
 - ・利用者が必要とする情報が「見やすい」「わかりやすい」「さかしまし」であることを最優先にホームページのリニューアルを行う。(新規)・「市民が読みたい広報紙」を目指し、広報紙リニューアルに向けた検討を行う。(新規)
 - 【環境政策課】広報たはら、市HPにてエコに関する情報提供を行う。(継続)
 - 【健康政策課】こみ取集カレンダーを1年1回発行ほか、広報たはら、市HPでこみに関する情報を提供する。(継続)
 - 【健康課】市ホームページや育児応援のための行政サービスガイドの更新、ケーブルテレビの活用などにより多くの市民にタイムリーな情報の提供を心がける。(継続)
 - 【街づくり推進課】都市計画、景観に関する情報提供を広報、市HPにより行う。(継続)
 - ・渥美半島の花浪漫道プロジェクトの運用を開始し、アクションプランに基づく市からの情報を発信するだけでなく、「渥美半島の美しい風景を発信し隊」を市内外から広く募集し、双方向性のある情報発信と情報共有を行う。(新規)
 - 【文化生涯学習課】生涯学習情報誌を年2回発行し、教室・イベント等の情報提供を行う。
 - 田原市博物館・吉胡貝塚資料館のHP、ケーブルテレビ、広報たはらで展覧会・イベント情報を提供する。また、展覧会、文化財調査の結果を刊行し、図書館をはじめとする市内の施設に配置する。博物館では半期ごとに展示案内カレンダーを作成する。
 - 【防災対策課】
 - ・風から公表された被害結果を受け重傷した田原市南浜トラブ地帯被害予測調査結果の内容を広報たはらホームページで公表する。
 - 【消防署】広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページにて消防に関する情報提供を行います。(継続)
 - 【議会】
 - ・年4回発行する議会だより、随時更新するホームページ、年3回開催する議会報告会等で本会議の結果等議会情報等を公開する(継続)・「ケーブルテレビやインターネットで議会中継を行う(継続)」・ 議会会期や議会報告会の開催について、公共施設や校区・自治会を通じて周知する(継続)。

b. 行政活動への市民参加の拡大

現状

- ◆ 新たな施策事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。

今後の取組

- 市民等が参加しやすい方法(手法・日時・場所等)に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。
- また、市民等が参加(実施)するメリット(能力向上、ネットワークの構築化等)を示せるように工夫します。

平成27年度の取組

- 【政策推進課】先進事例調査・研究事業として市の課題解決立案のために市民と行政が共同で実施する先進事例調査に要する旅費を補助する。
- 【経営企画課】親子バス体験教室を開催し、バス利用の普及啓蒙に努める。(継続)
- 【企業立地推進室】本市臨海部企業群の機能、役割を理解いただくため、市民を対象にした三河港イベントなどを広報などに掲載し、企業誘致の必要性、三河港の重要性などに関する情報提供に努める。(継続)
- 【市民協働課】市民協働まちづくり会議(年2回)、男女共同参画推進懇話会(年3回)では、公募委員、市民活動団体、事業者が参加し、行政の施策の検討等を行っている。市民目録で協働促進、男女共同参画社会推進に取り組みしていく。
- 【広報秘書課】平成20年度より「田原市広報・ポスター」を設置。サポーターを公募(平成27年度 6名)し、市民目録による広報記事作成や、CATV番組の参加やブログなどを通じた情報発信を行う。(継続)
- 【環境政策課】エコアクション講座やエコキッズ学習会等を開催し、エコ普及啓蒙に努める。(継続)
- 【地球福祉課】生活ささえあいネットワーク(地域福祉サポーターシステム)の実地地域拡大のため、市民の方が集まる機会に前年度の紹介を行います。
- 【健康課】たはら健康マイレージの活用により健康づくりの取組みを呼びかける。(継続)
- 【街づくり推進課】
 - 平成27年度から、渥美半島の花浪漫道プロジェクトで渥美半島の美しい風景や街並み、花、海、エコに関する情報を発信する「渥美半島の美しい風景を発信し隊」を市内外から広く募集し、双方向性のある情報発信と情報共有を行う。 ※平成27年6月23日現在で53名登録(新規)
 - 【図書館】平気はいつの間にか「ブックスタート」にいうサービス・児童サポーターへの市民ボランティアの参加・協力(継続)
 - 【防災対策課】防災カレンダー、防災ボランティアアンケートの受講者及び防災講演会の参加者について、広報たはらホームページに掲載し、募集しています。

c. 市民公募委員の導入

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成15年度から方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法余の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。 ◆各課における公募委員の導入 ○現状として、市民公募委員の募集及び応募は多くないため、多数の応募が得られるように、会議開催方法・検討内容の改善に取り組んでいます。 	<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課ごとに募集している市民公募委員について、統一制度による取扱基準(選考基準等)の明確化を図り、応募者の拡大を目指す。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>平成27年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【市民協働課】市民協働まちづくり会議(1名)、男女共同参画推進懇話会(1名) 【廃棄物対策課】田原市ごみ処理対策推進協議会(公募委員2名) 【街づくり推進課】田原市街地まちづくり市民会議(7名) 【文化生涯学習課】青少年問題協議会委員(4人) 【社会教育委員(1人)】 【図書館】図書館協議会1名

d. 市民活動団体等への参画要請の整理

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、多くの会議に参加する団体代表者もあり、団体運営の負担となっています。 ◆参画団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図っています。 	<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施策検討への参画要請が団体の負担とならないように、目的に応じた会議の開催・整理を図ります。また、参加要請の際には、特定の代表者に偏らないよう工夫し、委員等の男女割合にも留意します。 ○幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組めます。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>平成27年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【全課室】参画団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図る。(継続)

e. ハブリックコメント制度

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ハブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所事務室や市ホームページで公表し、市民の意見を反映させながら、計画等を決定しています。 ※平成21年7件、平成23年7件、平成24年5件 ※平成18年度～平成24年度:47件 	<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一方的な原案の提示とならないよう、日頃から、市民に対して関心を惹きつけるような、分かりやすい情報提供に努め、意見を提出しやすい制度運用を図ります。 ○手続きの工夫や意見募集の方法など、より運用しやすい制度への見直しを検討します。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>平成27年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【ハブリックコメント】実施予定事業 【政策推進課】田原市まち、ひと、しごと創生総合戦略 【廃棄物対策課】災害廃棄物等処理計画 【地域福祉課】田原市地域福祉計画(改訂) 【街づくり推進課】田原市都市計画マスタープラン(H21.3策定)の一部改定 田原市都市計画マスタープラン 田原市市街地まちづくりビジョン 田原市中心市街地活性化基本計画 田原市下水道計画 田原市汚水適正処理構想(案) 平成27年11月頃 【スポーツ課】スポーツ振興計画 【防災対策課】 田原市地域高齢化計画 田原市防災地域づくり推進計画

f. 市民意見の提案制度

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された「提言箱」、田原市ホームページ「市民の声」などで集められた後、関係各課に送付(定期的には部長会議で報告)され、関係施策に反映するとともに、提案者に回答しています。 ◆平成21年度には、提言への対応を規定した「市民の声取扱要綱」を施行し、翌22年度からは公共性のある提言と回答をホームページで公開しています。 	<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現行の提案制度を充実しつつ、制度自体のPRを一層行い、より建設的な意見が寄せられるよう工夫します。 ○日常業務で寄せられる意見を含めて、市民の意見・提案に対し、市から十分な説明が行われ、意向を反映した取組が進められるよう対応方法を研究します。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>平成27年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【市民協働課】市民、市民活動団体、コミュニティから寄せられる意見・提言に対し、関係各課とも協議を行い、市の方向性を提案者に十分説明し、また、意見を施策に反映させる。(継続) 【広報秘書課】提言箱、インターネット等を通じて寄せられる市民の意見は、事務の参考とするとともに提案者に回答。概要を部長会議で報告し、市役所内で情報共有を行っている。(継続) 【文化生涯学習課】子ども、若者支援についての市民検討会議を開催し、市民の意見を取り入れながら市民との協働による事業を実施。田原市博物館内において展覧会(企画展)に関するアンケートを実施し、来館者の意見・提案等を調査。 吉胡貝塚資料館では、来館者や体験学習参加者にアンケートを実施し、来館者の意見等を調査。(継続)

6. 意見交換のための会議開催

<p>◆各分野の関係団体で構成する協議会の設置、各種団体が主催する総会等への出席により、各種団体の個別意見及び総意の把握に努めます。</p> <p>◆地域から要望があった場合は、地域懇談会を開催し、行政施策に対する質問や要望の把握に努めています。</p>	<p>今後の取組</p> <p>○市民協働会議を始めとする各種協議会の設置、各種会議等への出席により、各種団体の個別意見及び総意の把握に努めます。</p> <p>○地域懇談会に出席し、地域課題やまちづくりに関する意見交換を行います。</p>
<p>◆総合計画の實現状況を把握する市民意識調査(3年ごと市民・団体・事業者別に実施)、各分野のアンケート調査(不定期実施)によって、統計的に市民意識等を把握しています。</p>	<p>今後の取組</p> <p>○施策実施における客観的根拠資料となるように、アンケート等調査手法(実施時期、対象、設問・回答方式等)を工夫し、回答率の向上を図ります。</p> <p>また、他の都市との比較や経年変化など多方面な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。</p>

<p>平成27年度の取組</p> <p>【政策推進課】田原市まち・ひと・しごと創生連携会議を設置し、「産学官金労官」等で構成される委員から、総合戦略策定及び推進における意見交換を行う。</p> <p>【総務企画課】公共施設のあり方に関する意見交換会の開催します。</p> <p>【企業立地推進室】田原臨海部に立地した企業で構成する田原臨海企業懇談会を開催し、田原臨海部及び三河港の基礎整備の意見収集を行なっている。また、臨海道路における交通渋滞の問題などに対する意見交換を開催し、企業による地域経済に対する課題提起、解決提言を国、愛知県に対して実施している。(継続)</p> <p>【市民協働課】地域懇談会を開催し、開催方法等についてコミュニティ側の主催により開催します。(継続)</p> <p>【農作物対策課】田原市こみ処理対策推進協議会を開催し、こみの減量・再資源化等の施策を推進する方策を検討する。(継続)</p> <p>【地域福祉課】地域福祉計画の策定、生活ささえあいネットの事業拡大のため、地域に出向き、様々な方と意見交換を行います。</p> <p>【健康課】市民ワークアップの開催により、健康づくりへの意識を高め、市民の自主的な健康づくりを促す。(新規)</p> <p>【街づくり推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田原地区まちづくり事業、稲江地区まちづくり事業、赤羽根地区まちづくり事業については、市民が参加した各種協議会や委員会等において、事業実施や整備の意見交換などを行う。(継続) ・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議を開催し、アクションプランの進捗状況や意見交換などを行う。(継続) <p>【赤羽根市民センター】赤羽根地域コミュニティ連絡協議会を開催し、赤羽根地域の校区会長や区長との意見交換・連絡調整の場を設ける。</p> <p>【地域課】産業地域総体連絡協議会を開催し、産業地域の校区総代や自治会長との意見交換・連絡調整の場を設け、産業地域における課題等の解決に取り組む。(継続)</p> <p>【文化生涯学習課】家庭教育アワードリーチ支援協議会において意見交換を行う。田原市博物館友の会総会に出席し、委員との意見交換を行う。</p> <p>【図書館】10回の「図書館サポートーズおおきなかぶ」と館長・読書担当者によるミーティングの実施(継続)</p> <p>【防災対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回の「防災館」の開催 ・防災避難訓練を開催し(4月)、校区、自主防災会と地域の防災課題について意見交換を行った。 ・自主防災会活動推進協議会を開催し(2回)、関係団体との意見交換を行う。 【議会】議会報告会を開催する(継続)。

h. アンケート調査

<p>現状</p> <p>◆総合計画の實現状況を把握する市民意識調査(3年ごと市民・団体・事業者別に実施)、各分野のアンケート調査(不定期実施)によって、統計的に市民意識等を把握しています。</p>	<p>今後の取組</p> <p>○施策実施における客観的根拠資料となるように、アンケート等調査手法(実施時期、対象、設問・回答方式等)を工夫し、回答率の向上を図ります。</p> <p>また、他の都市との比較や経年変化など多方面な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>平成27年度の取組</p> <p>【政策推進課】まち・ひと・しごと総合戦略の策定に必要となるアンケート調査・ヒアリングを事業所等に実施する。</p> <p>【企業立地推進室】企業への就業状況や立地動向などを把握し、企業誘致活動に活かすアンケート調査を実施している。なお、多くの自治体が類似調査を実施しているため、对企业が本市の状況を的確に把握し、企業誘致活動に活かすアンケート調査を実施している。(継続)</p> <p>【環境対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民、事業者などによって構成されるたばこエコロジー・デザイン・構想推進協議会を開催し、進捗状況の把握、課題認識、解決策の検討などを行う。(継続) ・行政、市民、事業者、教育研究機関によって構成されるたばこエコロジー・地域協議会を開催し、各プロジェクトの実現推進を行う。(継続) ・行政、市民、事業者などによって構成される田原菜の花エコ推進協議会を開催し、遊休農地の復元に関することを行う。(継続) ・行政、市民、事業者などによって構成されるたばこ畜産系ハイオクマズ利用研究会を開催し、畜産系ハイオクマズの活用に関する調査研究などを行う。(継続) 【地域福祉課】地域福祉計画策定の客観的根拠とするためのアンケート調査・ヒアリングの実施 【健康課】地域医療の充足に係る医師会へのアンケート調査を実施。(新規)

(2) 行政活動における協働のあり方

<p>a. 地域コミュニティ団体との協働(委託)</p> <p>現状</p> <p>◆地域コミュニティ団体には、自主防災活動、こみ収集場の管理、交通安全・防犯活動、広報たばら等の文書配布、福祉活動、公園・道路・排水施設の管理などに加えて、イベントや講演会への参加や公職委員の推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。</p> <p>◆自治会の依頼業務での負担を軽減するため、年度初めの地域コミュニティ運営委員会において、依頼業務や行事等の年間スケジュールをあらかじめ提示しています。</p>	<p>今後の取組</p> <p>○市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や支援制度の充実など、負担軽減を検討します。</p> <p>○地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼事項に取り組みることにより、地域課題も同時解決できるように工夫します。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>平成27年度の取組</p> <p>【政策推進課】年度初めの地域コミュニティ運営委員会において、校区への依頼事項の年間スケジュールをあらかじめ示している。(継続)</p> <p>【農作物対策課】農作物減量等推進員を各自治会に配置し、地域の農産物の適正処理及び減量化を推進する。(継続)</p> <p>【地域福祉課】災害時要援護者等地域で支援を必要とする方の情報を地域と共有</p> <p>【健康課】多面的機能支私事業において、地域ぐるみで行う農用地・水路、農道等の地域資源の安全管理を支援する。(継続)</p> <p>【農工観光課】田原市空き店舗・ハンク情報専用HPで公開する。</p> <p>【文化生涯学習課】青少年健全育成推進委員の推薦をコミュニティに依頼し、専門管理委託を地元自治会等へ委託する。(継続)</p> <p>【地域課】災害時のため、渥美地域の排水機運搬管理委託、通管理委託を地元自治会等へ委託する。コミュニティと協働で青少年健全育成を推進する。また、類似した会議を合同で開催するなど委員の負担を軽減するための工夫をする。</p> <p>【環境対策課】管理委託(藤七原町内会)、ハヤボウの野生生物管理委託(江比間老人クラブ)を依頼している。</p> <p>【防災対策課】年度初めの防災事務連絡会において、校区及び自主防災会年間スケジュールを提示した。(4月)</p> <p>【議会】議会たばらの配布、議会報告会開催の周知、議会審判、一般質問一覧表の提示を依頼する(継続)。</p>

b. 地域コミュニティ団体からの要望への対応

<p>現状</p> <p>○地域コミュニティ団体の持つ地域課題(生活環境の整備、高齢者の生活支援等)に関する要望は、行政懇談会、地域懇談会、地域コミュニティ連合会理事会、代表者による随時の申出によって行われていきます。</p> <p>◆市の機関では、市民協働課又は各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは校区まちづくりアドバイザーに連絡機能(地域の希望把握)を持たせています。</p>	<p>今後の取組</p> <p>○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一層になって対応策や制度改善に取り組みます。</p> <p>また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。</p>	<p>平成27年度の取組</p> <p>【市民協働課・全課室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡崎、コミュニティからの要望の把握に努め、各地域に即した要望の対応を検討する。 ・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行う。(継続) 【維持管理課】地域公園緑地等の管理を委託する。(継続) 【文化生涯学習課】各市民館長等の要望や意見を把握・整理して様々な事業の検討を進める。 【防災対策課】職員が校区巡回により、各校区及び自主防災会からの意見、要望の把握に努めている。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

c. 特定業務の外部委託(市指定委託)

<p>現状</p> <p>◆専門資格を要する市の業務の実施に関しては、多様化への対応や効率性の観点から、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託(事業者等)による対応に切替えています。</p> <p>◆公共施設等における専門性を活かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体による指定管理者制度を導入しています。</p>	<p>今後の取組</p> <p>○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業について、責任・成果の割り振りなど制度のあり方を検討し、業務内容に応じた協働の推進を図ります。</p>	<p>平成27年度の取組</p> <p>【市民協働課】市民提案型委託制度を導入しており、引き続き事業募集を行う。(継続)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

d. 市民等からの提案による協働事業(外部委託)

<p>現状</p> <p>◆平成22年度から、市の事業について市民から広く事業提案を募集する「市民提案型委託制度(テーマ提示型・自由テーマ型)」を導入しています。</p> <p>◆各課室では、市民活動団体に事業委託している分野が多くありますが、市民に広く公募する提案型委託制度の活用はあまり進んでいません。</p>	<p>今後の取組</p> <p>○市民・市民活動団体・事業者との協働が可能な事業について、実施のあり方を研究し、市民提案型委託制度の活用などにより、成果の向上を目指します。</p>	<p>平成27年度の取組</p> <p>【経営企画課】農業の県力向上のため、課題の把握等をNPO団体に業務の委託</p> <p>【市民協働課】市民提案型委託事業募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体交流イベント「しみのひらほ」の企画・運営 ・男女共同参画啓発事業(講座開催、パンフレット作成等) <p>【地域福祉課】菅原市福祉について市民に広く理解を促していただくため、NPO法人からの提案により勉強会を委託にて行う。</p> <p>【商工観光課】田原市観光事業者等提案事業(提案募集)</p> <p>【街づくり推進課】市民提案型委託事業(仮称)弁財ヶ浜海浜公園整備業務を清田校区コミュニティ協議会と委託契約済。契約期間平成27年5月12日～平成28年2月29日</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

e. 様々な協働形態の導入

<p>現状</p> <p>◆市の施策のほかで、市民・団体等と一緒に取り組まないと成果を上げられない業務などにおいては、協議会等を設けて調整を図っています。</p> <p>◆柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。</p> <p>◆新給食センター整備事業には、PFI手法を導入しています。</p>	<p>今後の取組</p> <p>○業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入・維持に取り組めます。</p> <p>○PFI(プライベート・パートナーシップ)、PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)などの行政と民間の特性・能力等を活かした方式による業務実施を進めます。</p>	<p>平成27年度の取組</p> <p>【商工観光課・経営企画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光や商工、農業等を連携させたネットワークを組織し、市民、団体、行政等が連携し産業振興とシテールズを推進する。 【環境政策課】 ・アルゼンチンアリア防除やインシ・被害対策のための対策協議会を組織し、地区住民との話し合いの場を設けている。(継続) 【商工観光課】行政の発行するポイントと商店街ポイント事業との連携 【維持管理課】身近な公共区間である道路、公園、河川及び緑地等の環境美化意識の高揚、ボランティア活動の活性化を図り、市民との協働によるまちづくりを推進する。(継続) 【街づくり推進課】 ・緑化推進委員会、たばら里山の会、NPO田原草の花エネット等関係団体により市民緑花まつり実行委員会を組織し、市民緑花まつりを開催。(継続)
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 市民参加・協働状況の公表

<p>a. 協働会議への報告・一般公表</p> <p>現状</p> <p>◆市民、市民活動団体、事業者、行政等、各主体の市民協働に関する取組は、市民協働まちづくり会議において状況を報告し合い、市民に公開しています。</p>	<p>今後の取組</p> <p>○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめ、協議会議や一般市民に公表し、参加・協働への取り組み方の検討資料として活用できるようにします。</p>	<p>平成27年度の取組</p> <p>【市民協働課】協議会議において、各主体の取組状況や意見の把握に努める。(継続)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

区分2【指針その4】 市民公益活動の支援

■市民協働まちづくり条例における市の機関の業務

- ④ 市民公益活動が促進されるように取り組む。【条例第10条】
- ⑤ 市民公益活動を促進するために、活動環境を整備する。【条例第11条】
- ⑥ 市民公益活動が促進されるように、活動情報の集約に協力する。【条例第12条第1項】
- ⑦ 市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備する。【条例第12条第2項】
- ⑧ 市民公益活動に対し、必要に応じて、人的支援、財政的支援を行う。【条例第13条】

(1) 活動環境の整備のあり方

a. 施設等の整備・利用改善

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆活動拠点を活用して、文化会館、各種公園、運動施設に加え、各校区分け活動拠点を整備するとともに、インターネットによる公共施設予約システムによる利便性の向上に取り組んでいます。 ◆社会教育団体連絡協議会において、公共性の高い行事について、文化会館等を利用するイベント等の開催日程・場所の事前調整を行っています。 	<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等の効率的な施設運営・利用のあり方及び利便性の向上を検討します。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>平成27年の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【文化生涯学習課】 <ul style="list-style-type: none"> ・街頭が利用しやすい市民館運営となるよう各市民館長等の意見を確認・整理して検討を進める。 ・ウオキングツアー等多人数参加イベントに伴う来館者に割引を実施します。JAF割引制度の適用や友の会会員の吉胡長塚資料館入館料免除を引き続き実施する。(継続) 	<p>平成27年の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【市民協働】公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公益活動に取り組める環境整備を明確化する。(継続) 【地域福祉課】市民同士が支えあえる生活ささあネットワークのサポートの一部を社会福祉協議会が負担してボランティア保険に加入していただいています。 【健康課】園科医師会との共催で歯の健康フェスティバルを開催し、幅広く口腔衛生についての意識づけを図る。(継続) 【商工観光課】市民まつり推進協議会へ補助金を交付する(継続) 【防災対策課】自主防災会の活動・施設整備に対し、奨励金や補助金を交付する。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

b. 市民公益活動の環境整備

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フット面の環境整備として、市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において社会貢献活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害等の補償をしています。 	<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を維持するとともに、必要に応じ、変更に対応した制度内容に見直しを行います。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>平成27年の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【文化生涯学習課】公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公益活動に取り組める環境整備を明確化する。(継続) 【地域福祉課】市民同士が支えあえる生活ささあネットワークのサポートの一部を社会福祉協議会が負担してボランティア保険に加入していただいています。 【健康課】園科医師会との共催で歯の健康フェスティバルを開催し、幅広く口腔衛生についての意識づけを図る。(継続) 【商工観光課】市民まつり推進協議会へ補助金を交付する(継続) 【防災対策課】自主防災会の活動・施設整備に対し、奨励金や補助金を交付する。 	<p>平成27年の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【文化生涯学習課】公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公益活動に取り組める環境整備を明確化する。(継続) 【地域福祉課】市民同士が支えあえる生活ささあネットワークのサポートの一部を社会福祉協議会が負担してボランティア保険に加入していただいています。 【健康課】園科医師会との共催で歯の健康フェスティバルを開催し、幅広く口腔衛生についての意識づけを図る。(継続) 【商工観光課】市民まつり推進協議会へ補助金を交付する(継続) 【防災対策課】自主防災会の活動・施設整備に対し、奨励金や補助金を交付する。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 情報提供のあり方

a. 市民公益活動の市民等への情報提供

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公益性の高い活動(共催・後援事業等)については、可能な範囲内で、広報たはら、市ホームページ等で紹介するとともに、自治会を通じた回覧、配布文書、公共施設等へのポスター掲示により、市民へのPRに協力しています。 ◆市民活動支援センターを媒介し、支援センターホームページ、広報たはら等で市民活動団体等の取組を紹介しています。 	<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民等への市民公益活動の情報提供について、市民活動支援センターを通じて市の広報媒体で行うとともに、より市民活動への期待や関心が集まるような紹介の仕方について工夫します。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>平成27年の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【文化生涯学習課】公益性の高い活動については、生涯学習情報誌に掲載したり、生涯学習情報誌に掲載するなどして市民へのPRに協力する。 【図書館】中央図書館・運美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページの活用(継続) 【防災対策課】自主防災活動の積極的な取組み(自主防災活動推進地区)については、広報たはらで紹介する。 	<p>平成27年の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【文化生涯学習課】公益性の高い活動については、生涯学習情報誌に掲載したり、生涯学習情報誌に掲載するなどして市民へのPRに協力する。 【図書館】中央図書館・運美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページの活用(継続) 【防災対策課】自主防災活動の積極的な取組み(自主防災活動推進地区)については、広報たはらで紹介する。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

b. 行政情報の提供

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、出来る限りお知らせするようにしています。 ◆市が保有する住民情報等については、個人情報保護法・条例の取り扱い基準に配慮しながら、自治会が行う住民福祉向上活動に対して、閲覧制度等を設けています。 	<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・改善しながら、市民活動団体の活動情報や国県市などの各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>平成27年の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【高齢福祉課】福祉活動推進事業を実施する上で必要となる個人情報に有益な情報は、各種団体のネットワークを活用して、多くの市民活動団体に情報提供できるように工夫する。 	<p>平成27年の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【高齢福祉課】福祉活動推進事業を実施する上で必要となる個人情報に有益な情報は、各種団体のネットワークを活用して、多くの市民活動団体に情報提供できるように工夫する。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 人的・財政的支援等のあり方

a. 市民公益活動への人的支援

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談やまちづくりアドバイザー(担当職員)の派遣などによる相談業務を行っています。 	<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできるだけ多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの意識の向上も図ります。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>平成27年の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【市民協働課】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行う。 ・市民活動の公益活動、地域活動への積極的参加を呼びかける(継続) ・職員による相談業務を行う。 【文化生涯学習課】市取ほーもん講座や公益財団法人華山会が実施する講座への協力を行う。 	<p>平成27年の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 【市民協働課】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行う。 ・市民活動の公益活動、地域活動への積極的参加を呼びかける(継続) ・職員による相談業務を行う。 【文化生涯学習課】市取ほーもん講座や公益財団法人華山会が実施する講座への協力を行う。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

b. 市民公益活動への財政的支援

<p>現状</p>	<p>今後の取組</p>
------------------	---------------------

<p>平成27年の取組</p>	<p>平成27年の取組</p>
------------------------	------------------------

<p>◆地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の権限に關連した補助金が支出されています。</p> <p>◆市民協働まちづくり事業補助金など、市民活動団体が行う公益的業務への補助制度を設けています。</p>	<p>○「市民の手」によるまちづくりを推進するため、市民公益活動への補助金の交付など効果的な活動支援に取り組みます。また、市民協働まちづくり基金を活用し、事業の継続性や他の支援とのバランス等を検討しながら、市民協働まちづくり事業補助金等の運用・改善を図ります。</p>	<p>【市民協働】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働まちづくり補助金、新規団体・人材活動補助金により、活動経費の一部を支援している。(継続) ・チャレンジ支援補助金の創設により、若年層の市民活動への参加誘導に期待する。(継続) <p>【防災対策】自主防災会の活動・施設整備に対し、奨励金や補助金を交付する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

o. 市民公益活動へのその他の支援

現状	<p>◆市の施策に合致する市民公益活動(イベント等)については、認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組みます。また、市民活動センターの設置や活動のPRに取り組み、市民活動の活性化を図ります。</p> <p>◆市民活動の活性化を図るため、市民活動のPRに取り組みます。また、市民活動の活性化を図るため、市民活動のPRに取り組みます。</p>
今後の取組	<p>○引き続き、後援等の承認を行い、優良活動表彰制度や公的認定制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組みます。また、市民活動を支援し、必要となる市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。</p>

平成27年の取組	<p>【文化生涯学習課】田原市博物館の会と共催して月見会等のイベントを開催する。</p>
-----------------	----------------------------------------------

(4) 市民協働の支援のあり方

a. 市民協働の促進のための支援

現状	<p>◆市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進め、市民活動支援センターの設置や活動のPRに取り組んでいます。</p>
今後の取組	<p>○市民公益活動における連携の意向(他の団体に対する協力を要請等)や実効状況を把握するとともに、連携・協力・支援が促されるよう、情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握、提供に取り組めます。</p>

平成27年の取組	<p>【市民協働課】団体間の連携を図るため、交流イベントを開催する。(継続)</p> <p>【健康課】食生活改善推進員と田原市野菜ソムリエチーム(ベジエール倶楽部)との協力により野菜採取促進のレシピを作成。(継続)</p> <p>【健康まつり】禁煙会の会や断酒会、食生活改善推進員の参加を要請し、活動の場の提供とともに連携を強化。(継続)</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

区分3【指針その5】 地域コミュニティ活動の振興に関する実績

■ 市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ① 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施する。【条例第17条第1項】
- ② 行政機関において、地域コミュニティ団体により実施された事業に配慮する。【条例第17条第2項】

(1) 地域コミュニティ団体の振興のあり方 ②市の機関の支援のあり方

現状	<p>◆平成18年度に田原市地域コミュニティ振興計画を策定するとともに、市民協働課において、連絡の調整や活動の支援を行っています。</p> <p>◆平成23年度には、地域コミュニティ支援制度の見直しを行い、地域においてより活用しやすい制度としています。</p>
今後の取組	<p>○市は、地域コミュニティの位置付けやあり方の検討、まちづくり計画の策定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度、委託業務の適宜化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。</p>

平成27年の取組	<p>【市民協働課】振興計画や支援制度に基づき、引き続き各校区の現状に即した支援を行っていく。(継続)</p>
-----------------	---------------------------------------------------------

b. 地域コミュニティ団体の意見の反映

現状	<p>◆地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、校区や自治会を対象とする説明会を開催して、地域住民の意見を把握・対応しながら進めています。</p>
今後の取組	<p>○市の施策において、地域への影響や関わりが大きいものについては、自治会や校区等で民主的な方法で集約された地域意見に配慮しながら進めていきます。</p> <p>○市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、地域(校区)まちづくり推進計画などにおける地域の取組方針に配慮します。</p>

平成27年の取組	<p>【全課室】引き続き、地域に影響の大きい市の施策の計画・実施に際しては、校区や自治会を対象とする説明会を開催して、地域住民の意見を把握・対応しながら進める。(継続)</p>
-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------

c. 地域コミュニティ団体の認定制度

現状	<p>◆田原市市民協働まちづくり条例施行規則に基づいて、基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定(公証)しています。</p> <p>※認定状況 平成26年4月現在 校区コミュニティ協議会 20協議会 校区 6校区 自治会 4自治会</p>
今後の取組	<p>○地域コミュニティ団体の活性化の手段として、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の認定項目について、現状を踏まえ定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定(公証)します。</p> <p>○数年後には、すべての地域コミュニティ団体が認定団体となるよう、継続して運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組めます。</p>

平成27年の取組	<p>【市民協働課】引き続き、地域コミュニティ団体の運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組む。また、認定制度により得られるメリットも整理・周知していく。(継続)</p>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------

区分4【指針その6】 市民協働まちづくり基金の活用に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の業務

- ① 市民の協働強化、市民公益活動の促進に財源を確保するため、基金を設置する。【条例第10条第1項】
 ② 基金の運用から生ずる収益は、第1項に定める目的の達成に充てるものとする。【条例第17条第4項】

(1) 基金のあり方

a. 合併特別債積立部分の管理・運用

現状	今後の取組	平成27年の取組
	<p>○市の合併に対する国の支援として用意された手法(合併特別債による借入)を中心に原資を積み立てるため、この部分の取崩しは原則的に行きません。</p> <p>○原資を定額預金等で運用し、その運用益によって市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進を図っていきます。</p>	(継続)

b. 一般寄付等による積立部分の確保・運用

現状	今後の取組	平成27年の取組
<p>◆現在、寄付金を募っていません。市内ワーキング会議等で、寄付金の必要性について検討します。</p>	<p>○この基金は、市民等の寄付による積み立ても含まれるので、市民公益活動の支援財源を確保するため、寄付金の募集を市民に周知して行きます。</p> <p>○一般寄付等によって積み立てられた原資は、取り崩して使うことも、運用益を利用することも可能ですので、ニーズに応じて振り分け、活用していきます。</p>	(継続)

(2) 基金運用益の活用のあり方

a. 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

現状	今後の取組	平成27年の取組
<p>◆平成21年度に「市民協働まちづくり事業補助制度」「新規団体・人材養成支援制度」を、平成22年度に「市民提案型委託制度」を、平成24年度に「市民活動向上事業補助金制度」を創設し、毎年度発生する基金運用益等を充当しています。</p>	<p>○毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的(市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進)に即して、また、市民公益活動(公募)の補助経費等に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源又は基金積み立てに利用します。</p>	(継続)

b. 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

現状	今後の取組	平成27年の取組
<p>◆市民協働まちづくり事業基金の運用益を活用し、平成21年度に「市民協働まちづくり事業補助制度」「新規団体・人材養成支援制度」を、平成22年度に「市民提案型委託制度」を、平成24年度に「市民活動向上事業補助金制度」を創設しました。</p>	<p>○市民公募型支援制度の積極的な活用が図られるよう、制度の改善や効果的な制度紹介を行うとともに、新たな市民公益活動が生み出されるような方策について検討します。</p> <p>○補助採択事業で公益性の高い活動と認められた事業については、各事業担当課において個別支援制度の創設を検討します。</p>	<p>(継続) 【健康課】食物アレルギーについての社会的な理解を得るためのネットワーキングづくりを目的とした田原アレルギーっ子の会への運営支援を実施。(新規)</p>

市民協働まちづくり事業補助金の実績

1 制度の概要

田原市市民協働まちづくり基金の運用から生ずる収益の範囲内において、市民活動団体が提案する公益活動に対して、必要経費の一部を補助する制度。市民活動団体の自立を支援するため、応募回数は同一事業で3年を限度としている。

2 年度別申請実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
応募件数	10 事業	9 事業	3 事業	5 事業	7 事業 (採択 5 事業)
補助要望額	1,223,000 円	1,199,000 円	372,000 円	495,000 円	964,000 円
交付決定額	1,178,000 円	1,099,000 円	372,000 円	495,000 円	664,000 円
補助確定額	985,000 円	862,000 円	372,000 円	445,000 円	607,000 円
その他	条件付交付決定とした事業あり。	○少額のため自己資金にて活動を完了した事業あり。 ○応募団体のうち 5 団体が同一事業で 3 年目の応募。 (※応募は 3 年限度) ○ 2 次募集実施	○応募団体のうち 1 団体が同一事業で 3 年目の応募。 ○ 2 次募集実施	1 事業辞退	○応募団体のうち 1 団体が同一事業で 3 年目の応募 (※応募は 3 年限度) ○応募団体 5 団体のうち 3 団体を採択 (予算の範囲内) ※小額事業は全採択
予算額	2,000 千円	2,000 千円	1,800 千円	1,000 千円	900 千円

平成22年度市民協働まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定	確定額
NPO法人うたた	『あっちこち de アトリエ・カーグ展』	障がいのある無を問わない、アトリエ・カーグでの創作の現場で、互いに影響しあい生まれる絵や作品等を、沢山の方が見て頂ける美術館等で展示する。	114,000円	114,000円	114,000円
里山保全山遊里	みんなで楽しみ未来へつなぐ里山保全活動	地域の里山保全活動を通して里山に親しめる環境づくり活動を展開する	105,000円	105,000円	105,000円
環境ボランティアサークル亀の子隊	きれいな海を守る心を育て、思いを広げる環境プログラム	西の浜の「清掃活動」、海の自然を学ぶための「海の環境を学ぶ会」、思いを広げるための「広報活動」などの実施。	200,000円	200,000円	200,000円
NPO法人渥美虹の会	福祉啓発事業	障害児が和太鼓を通して、親子で演奏・発表することで、自信につながり、生き生きとクラスことを目指す。	130,000円	130,000円	127,000円
地域自給プロジェクト	地域自給プロジェクト	サトウキビ栽培から黒砂糖作り体験イベントを開催。昔の知恵を現代に生かし、次世代につなげ「暮らしの豊かさの実感」体験。	75,000円	30,000円	12,000円
あつまみNPOネットワーク	「NPO人材育成事業」	地域づくりを担う人材育成事業。地域でNPO活動実践者から中高生、市民を巻き込んだセミナー・座談会・ワークショップ・講演会を開催。	200,000円	200,000円	200,000円
「共生のまち」田原市を考える会	第2回「共生のまち」田原市を考える会フォーラム	障害のある方の抱える問題、田原市での問題、障害の理解、今後の対応など、基調講演やシンポジウムを行い、わかりやすく前向きなフォーラムを開催。	151,000円	151,000円	76,000円
NPO法人たはら広場	シュアスタート研究講座 ～大阪府の研究報告と日本での広がり～	「シュアスタート」の原点を踏まえ、日本各地で広がっている子育て支援の新しい潮流の研究会を保健師、保育士、市民を対象に開催。地域色を踏まえた未来の展望につなげる。	88,000円	88,000円	73,000円
たつぶくへルパーボランティア	認知症サポート講習会地域開催ツア一事業	各中学校、コミュニティにて、出張講習会（やわらかく「認知症を知ろう」）を開催。認知症を知り、高齢化地域性を明確とし、自らの地域を考える機会をつくる	100,000円	100,000円	18,000円
NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	里山保全・ハイキング・自然観察・ゴミ拾い in【あつまみトレイル】	三河湾国定公園を横断するハイキングコースで、自然観察やゴミ拾いを通して参加者等の自然保護意識の高揚を図る。ハイキングの健康増進効果や取行事業として期待する。	60,000円	60,000円	60,000円
合 計			1,223,000円	1,178,000円	985,000円

平成 23 年度市民協働まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定	確定額
特定非営利活動法人うたた	アートで障がいを超えた未来を考える	地域で暮らす子どもや障がいをお持ちの方が、アートや音楽の表現活動を通して、自然な交流ができるイベントを企画する。作品展、障がい者アートの講演、障がい者バンドクラブ、アートイベントなど参加型のイベントの開催。	161,000 円	161,000 円	60,000 円
「共生のまち」田原市を考える会	「共生のまち」田原市を考える会フォーラムⅢ	「共生のまち」をさらに推し進めるために「共に生きる」をテーマとし、安全・安心な地域社会の実現に向けてその道筋を探る、そんなフォーラムを開催。	200,000 円	200,000 円	70,000 円
里山保全山遊里	みんなで楽しみ未来につなぐ里山保全活動	荒廃した地域の里山において、里山の整備、自然生態系の保全と遊歩道など住民のレクリエーション利用を進めるため、地元自治会と連携して、間伐、植樹、散策路整備に取り組みとともに、間伐材による長椅子等を製作・樹名板設置、きのこ菌打ちなど、市民が里山に親しめる環境づくり、活動を展開する。	79,000 円	79,000 円	79,000 円
特定非営利活動法人 涯美虹の会	福祉啓発事業	障害を持つ子どもと親での社会参加を大きな目的に、和太鼓を通して、親子で発表をすることで、地域への啓蒙活動をする。障書の有無にかかわらず、参加者募集のチラシを作成、各種団体へ広報活動を行う。	135,000 円	135,000 円	131,000 円
あつみNPOネットワーク	協働による人材育成と地域力アップ vol.2	平成 22 年度に実施した「NPO 人材育成事業(セミナー・座談会・講演会等)」について、自治会、学校、青年経済研究会など様々な団体と協働し、内容を充実させて実施。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
たつぐくへルパーボランティア	地域介護支援ふれあいツアー	【ふれあい活動】自治会にて「ふれあいサロン」を開催。 【地域組織介護力向上活動】自治会総代、民生委員との地域の助け合いについて話し合う懇談会の開催。 【福祉サービス広報発行】介護施設の紹介やサービス内容を市民に情報提供。 【介護講演会】地域介護・在宅介護問題の講演会開催。	100,000 円	0 円 ※少額ため自己財源にて活動完了	0 円
東友クラブ趣味の会	蔵王団地住民の健康、医療又は福祉の増進事業	蔵王団地住民の高齢化とともに外出も減り、引きこもりがちな生活者を一人でも多く誘い、楽しく生きがいのある場として健康体操、ウォーキング、手芸など集会所で行い、地域住民とのふれあいの場を作る。	33,000 円	33,000 円	31,000 円
環境ボランティアサークル亀の子隊	きれいな海を守る心を育て、きれいな海を守りたいという心を広げる環境プログラム	クリーンアップ活動「西の浜クリーンアップ活動」、体験的環境学習「海の環境を学ぶ会」、いろいろなどところでの「活動発表」、思いを広げるための「広報活動」などにより、「ふるさとの海を守っていく心を育てる」とともに「きれいな海を守りたい」という心を広げるための活動。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
特定非営利活動法人 たはら広場	「図書館で何ができる？」～図書館を核とする市民活動～	「市民と創った図書館」、さて図書館活用の実際はどうかになっているのか。また、求められるサービスは手に入っているだろうか。運営者としての図書館の側から、または利用者の立場から、もつと図書館の潜在能力を引き出す活用方法を事例のテーマを挙げながら学ぶ。	91,000 円	91,000 円	91,000 円
合 計			1,199,000 円	1,099,000 円	862,000 円

平成24年度市民協働まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定額	確定額
里山保全 山遊里	みんなで楽しみ未来につながる里山保全活動	荒廃した地域の里山において、里山の整備、自然生態系の保全と遊歩道など住民のレクリエーション利用を進めるため、地元自治会と連携して、間伐、植樹、散策路整備に取り組みとともに、間伐材による長椅子等を製作・樹名板設置、きのこ菌打ちなど、市民が里山に親しめる環境づくり、活動を展開する。	87,000 円	87,000 円	87,000 円
Happy Dub	伊良湖音楽とマーケットの祭典	地域活性化のため、休暇村伊良湖にて音楽とのふれあいの場とした音楽祭を開催する。音楽と海をテーマとした自然を感じられる演奏を、観光客や市民に提供する。また、地元特産品等を販売する。大自然の開放的な雰囲気の中で、地域の交流を図る。	85,000 円	85,000 円	85,000 円
図書館フレンズ田原	藪内正幸原画展・「渡り鳥さぶん」	田原市中央図書館開館10周年を祝い記念企画事業の一つとして行う。渡り鳥の観察の基地として、涯美半島の自然をこよなく愛し、多くの作品を描いた、藪内正幸氏の原画展を開催し、多くの市民とともに10周年を記念する。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
合 計			372,000 円	372,000 円	372,000 円

平成 25 年度市民協働まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定額	確定額
清田・福江校区クリ ーンアップ隊	渥美半島おもてなし道路清掃活動 事業	遠方からの観光客に渥美半島のまちと自然の美しさを見 ていただけよう、おもてなしの心を持って清掃活動を行 う。清田・福江校区を中心に活動し、会員の増加と作業範 囲を広げることを目指す。	60,000 円	60,000 円	60,000 円
Happy Dub	伊良湖音楽とマーケットの祭典	伊良湖の地域活性化を目的として、音楽と渥美特産品の マーケットのイベントを開催する。このイベントをとおして、 伊良湖、そして田原市全体を盛り上げていきたい。	88,000 円	88,000 円	88,000 円
NPOエコウインドネ ット	「エコの風おこそう会！」事業	エコの大切さを地域に広げるため、市民に呼びかけ、環 境活動を通じたよりよい地域づくりを行う。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
アースデイたはら	アースデイたはら	「地球のことを考え、行動する日」として、世界に広がるア－ スデイを開催し、より自然で持続可能な社会を創ることを目 指す。様々なライフスタイルをとおして、地球や地域の環境と 未来を考えてもらえるような企画を提案する。	49,000 円	49,000 円	49,000 円
みどりの会	傾聴ボランティア	市内の福祉施設を訪問し、入居者のお話を傾聴する。普 段、閉じこもりがちで会話の少ない状況から開放し、明るく楽 しい生活を送ることをお手伝いする。	49,000 円	49,000 円	—
まつづくりの会	紙芝居「永久丸の男たち」(仮称) 製作	永久丸の遭難によって外国へ行った人たちのことを紙芝居 にし、地元で起こった出来事を子どもたちに伝える。	49,000 円	49,000 円	48,000 円
合 計			495,000 円	495,000 円	445,000 円

平成26年度市民協働まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定額	確定額
アースデイトはら	アースデイトはら2014	買い物、食べ物、子育て、農、音楽、ヨガやサーフィン、地域に根づく伝統文化など身近なライフスタイルの交流を通して地域や地球の未来をポジティブに考えてもらえる様、イベント内にて様々な企画を提案する。	180,000 円	180,000 円	180,000 円
女性会議WIT ウィット	地域がかかえる問題点を考える事業 ～市民自ら「男女共同参画」の視点で社会システムの再構築を創造しよう～	男女共同参画の視点から、自らのライフスタイル、地域で自分の居場所、できることを自ら考えるよう導く講座を開催。	186,000 円	186,000 円	129,000 円
海鳴り実行委員会	『海鳴～UMINARI』アートフェスティバル	『海鳴～UMINARI』アートフェスティバル開催。アート・野外音楽会・フリーマーケット・地引網・ピザ造り体験、自然体験、地引き網の参加で表浜の魅力を内外に発信してもらおう。	200,000 円	— 円	— 円
人づくりネットワーク メリーゴーランド	メリーゴーランド10周年記念事業 「不登校・人権講演会」	不登校や人権のことについて、不登校経験を持つ若者を招き講演会を開催。	100,000 円	— 円	— 円
渥美半島の里海を 美しくする会	里海ビーチクリーン	・三河湾に面した砂浜には生活ごみや流木が漂着する。市民NPO企業・行政・地域住民と海岸清掃を協力して行う ・漁師が安心して漁業ができる三河湾、市民や観光に訪れる人が自然の美しさに触れる事ができる渥美半島を考える機会にする	200,000 円	200,000 円	200,000 円
NPO木遊びまごまごネット	子供の健全育成を図る事業	永久丸の遭難によって外国へ行った人たちのことを紙芝居にし、地元で起こった出来事を子どもたちに伝えた。	49,000 円	49,000 円	49,000 円
清田・福江校区クリーンアップ隊	渥美半島おもてなし道路清掃活動 事業	遠方からの観光客に渥美半島のまちと自然の美しさを見ていただけるよう、おもてなしの心を持って清掃活動を行った。	49,000 円	49,000 円	49,000 円
合計			964,000 円	664,000 円	607,000 円

平成27年度市民協働まちづくり事業補助金の状況報告

1 平成27年度の展開

○少額事業（事業費10万円未満）の継続実施

- ・募集期間を設けず、随時募集を行い、予算の範囲内で先着順とする。
- ・選考は、申請書類提出と、それに基づく市役所事業担当課からのヒアリングを実施する。公開審査は実施しない。

2 募集概要

(1) 補助額5万円以上20万円以下（事業費10万円以上）の事業

予算総額	100万円（上限20万円×5事業）
補助率	事業費の2分の1以内
募集時期	・平成27年2月25日（水）～3月31日（火） ・予算に残が生じた場合は、2次募集を検討。
選考方法	・書類審査、公開審査会を実施 ・1団体あたりプレゼンテーション5分・質疑応答5分の計10分間で審査を行う。
交付決定	平成27年4月下旬～
事業報告	平成28年2～3月頃

(2) 補助額5万円未満（事業費10万円未満）の事業

予算総額	30万円（上限49,000円×見込み件数6事業）
補助率	事業費の2分の1以内
募集時期	平成27年2月25日（水）～平成28年1月29日（金） まで随時募集（予算の範囲内で先着順とする。）
選考方法	・書類審査 ・市役所関係部署からのヒアリング
交付決定	審査結果通知の後、約1週間後～
事業報告	平成28年2～3月頃 (補助額5万円以上20万円以下の事業と同様に実施。)

3 応募状況 (H27. 6. 15 現在)

(1) 補助額 5 万円以上 20 万円以下 (事業費 10 万円以上) の事業

公開審査会 平成 27 年 4 月 15 日 (水) 18:00～ 開催

	団体名・「事業名」	事業概要等
1	田原リレーマラソン実行 員会 「第 2 回田原リレーマラ ソン大会」	田原サンテパークに隣接する芦ヶ池の周りを利用し、 折り返しコースにて 1 周 1. 5 km、1 4 周 21.0975km (最終走者は 1.5975Km) を 5～7 人のチームでタスキ をつないで走るハーフリレーマラソン大会を企画。平成 2 6 年度に引き続き、参加した人、関わった人達の繋が りがより広がり、絆がより強くなることを願い開催する。 【事業費】 600,000 円 【交付決定額】 200,000 円 【事業関係課】 スポーツ課

(2) 補助額 5 万円未満 (事業費 10 万円未満) の事業 (※H28 年 1 月末まで募集)

	団体名・「事業名」	事業概要等
1	アースデイたはら 「チャンピオン!ア ースデイたはら」	「地球の事を考え行動する日」として世界中に拡が る「アースデイ (4/22)」を田原に浸透させ、身近な ライフスタイルの交流の場としてイベントを開催す る。イベントへの参加を通して持続可能な地域コミュ ニティについてポジティブに考えてもらう。(H27 年 6 月 6 日～6 月 7 日事業実施) 【事業費】 99,000 円 【交付決定額】 49,000 円 【事業関係課】 環境政策課、清掃管理課、街づくり推 進課
2	NPO 木遊びまごまご ネット 「子どもの健全育成を 図る事業」	地域で遊ぶ子供達と一緒に、パパママ・ジジババが、 自然の温もりいっぱいのおもちゃ並びに竹ド ームの遊び場を通じ、世代間の交流を図るとともに、地 域の助け合いや笑顔の輪を広げる活動を行う。 【事業費】 113,000 円※補助対象外事業費含む 【交付決定額】 49,000 円 【事業関係課】 子育て支援課、社会福祉協議会

市民活動チャレンジ支援補助金の実績と状況報告

市民活動の担い手を増やし、地域活性化につなげることを目的として、青年層の市民による公益活動への支援を目的とする補助金。

1 制度の概要

若年層（概ね18～40歳）の市民5人以上で構成される団体の実施する①～③のどれでもにあてはまる事業を支援するもので、若者が公益活動にチャレンジし、楽しみながらまちづくりに取り組めることを期待するもの。

- ① 田原市のまちの活性化に向けて行われる公共性が期待される事業
- ② 市内で実施される事業または市民に対して実施される事業
- ③ 事業の計画や効果、収支計画が明確な事業

2 平成26年度の実績

団体名	事業概要
田原リレーマラソン実行委員会 「第1回田原リレーマラソン大会」	田原サンテパークに隣接する芦ヶ池の周り（1周 2.7km）8周（21.0975km）を4～6人のチームでタスキをつないで走るハーフリレーマラソン大会を企画します。私達は参加した人、関わった人達の繋がりがより広がり、絆がより強くなることを願いこの大会を開催。 【事業費】360,779円【交付確定額】100,000円 【事業関係課】スポーツ課
渥美青年経済研究会 「西のハトバデーナイト in 伊良湖」	伊良湖トライアスロン前夜祭として行われた花火大会にあわせて地域産品の物産販売ブース、ステージイベントや応援グッズの配布、小学校児童の作成した1,400個以上の選手応援キャンドルタワーを展示することで、伊良湖の波止場を幻想的に彩った。 【事業費】466,645円【交付確定額】100,000円 【事業関係課】商工観光課、学校教育課、スポーツ課

3 平成27年度の展開

- (1) 補助額 補助対象経費の2分の1（上限100,000円）
- (2) 予算額 600,000円
- (3) 募集期間 平成27年2月25日～平成28年1月29日
- (4) 審査 書類審査

4 応募状況（H27.6.15現在）

○応募団体なし

市民活動向上事業補助金の実績と状況報告

1 制度の概要

協働によるまちづくりの担い手となる市民活動団体の連携強化を目的とした、市民活動団体が企画する事業（団体の交流イベント、スキルアップが期待できる講座等）に対して、必要経費の一部を補助する。（平成24年度新設制度、平成26年度終了）

2 平成26年度の実績

○制度概要、審査方法は前年度と同様

- (1) 補助額 補助対象経費の2分の1（上限200,000円）
 (2) 予算額 200,000円
 (3) 募集期間 平成26年4月1日～4月30日
 (4) 審査 書類審査、団体から事業担当部署へのプレゼンテーションによる審査

提案団体	あつみNPOネットワーク		
提案事業	<p>「出会って 深めて 広がって・・・ネットワーク事業」</p> <p>これまで培ったネットワークやノウハウ等を活用し、あつみNPOネットワークの会員団体をはじめ、他の市民活動団体、市、田原市社会福祉協議会、中学校、大学などとの協働により、ワークショップ、セミナー、講師派遣事業、講演会等を開催した。</p> <p>また、これらの活動を通じて、参加者同士がネットワークすることができ、さらに発展したネットワークが図られ、それぞれの団体の活動について理解し、活動の幅を広げることができた。</p>		
事業期間	平成26年6月1日～平成27年2月28日		
事業費	374,988円	補助確定額	162,000円

3 制度創設時からの実績

【平成24年度】

提案団体	あつみNPOネットワーク		
提案事業	<p>「ネットワークによる人材育成」</p> <p>市内の市民活動団体、コミュニティ、学校等さまざまな主体と協働しながら、まちづくりへの理解を深めるため、まちづくりについて学ぶ講座や市民活動団体と一般市民とが交流するNPOの集い等を開催した。</p>		
事業期間	平成24年6月10日～平成25年2月28日		
事業費	411,223円	補助確定額	177,000円

【平成25年度】

提案団体	あつみNPOネットワーク		
提案事業	<p>「NPO人材育成事業」</p> <p>市内の市民活動団体、コミュニティ、学校等さまざまな主体と協働しながら、まちづくりへの理解を深めるため、まちづくりについて学ぶ講座や市民活動団体と一般市民とが交流するNPOの集い等を開催した。</p>		
事業期間	平成25年6月20日～平成26年2月20日		
事業費	487,960円	補助確定額	200,000円

新規団体・人材養成活動補助金の実績と状況報告

新規市民活動団体や人材育成などを支援することにより、市民公益活動に参加する市民の裾野を拡大するとともに、市民参加や活動の担い手づくりを促進することを目的とする補助金。

新規団体活動補助金

1 制度の概要

仲間を募って新たに始めようとする市民公益活動の経費を支援するもので、活動初期の取り組みを支援する制度。少額ながら全額補助（上限5万円）し、市民活動を始めるきっかけづくりとなることを期待する。

2 平成26年度の実績

- (1) 補助額 1事業につき上限3万円 補助率 10/10
- (2) 予算額 6万円
- (3) 募集期間 平成26年4月1日～平成27年1月31日
- (4) 審査方法 書類審査
- (5) 応募団体 (応募数：なし)

3 制度創設時からの実績

年度	団体名	事業名	事業費	補助額
H22	東友クラブ趣味の会	蔵王団地の健康・福祉の増進	30,160 円	30,000 円
H23	衣笠里山に親しむ会	学習の森メイクアッププロジェクト	33,070 円	30,000 円
H24	みどりの会	傾聴ボランティア	44,800 円	30,000 円
H25	はっぴい mini ちゃんねる	「けーちんの子どもって存在がもっともっと愛おしくてたまらなくなるお話し」 in 田原	89,000 円	30,000 円
	NPO木遊びまごまごネット	子どもの健全育成を図る事業	46,271 円	30,000 円
	はらぺこ Mommys	英語による絵本の読み聞かせを始めとする英語普及活動	29,741 円	29,000 円

4 平成27年度の展開

○制度概要、補助額を5万円にアップ（3万円⇒5万円）、審査方法は前年度と同様

- (1) 予算額 10万円
- (2) 募集期間 平成27年2月25日～平成28年1月29日

5 応募状況 (H27.6.15)

	団体名	事業名	事業費	補助額
1	田原アレルギーっ子の会	「みんなで知ろう 幼児の食物アレルギー」講演会	50,000 円	50,000 円
2	整理収納 東三河ネットワーク	「整理収納で幸せになる！」お片づけ講座	121,032 円	50,000 円

人材養成活動補助金

1 制度の概要

市民活動団体の活動を担う人材の知識・技術などの養成経費を支援するもので、団体構成員のスキルアップを目的とする支援制度。他の補助制度とのバランスを見て、旅費や受講料の一定額までを全額補助し、それを超える部分は補助率1/2で支援することにより、市民公益活動の進展を期待する。

2 平成26年度の実績

- (1) 補助額 事業費の全額または一部（上限3万円）
1団体あたり年間3人以内、1人1回
- (2) 予算額 24万円
- (3) 募集時期 平成26年4月1日～平成27年1月30日
- (4) 審査方法 書類審査
- (5) 応募団体（応募数：1団体2名）

団体名	渥美半島ハイキングクラブ
受講講座等の名称	情報交流会2015 ネットワークをデザインしよう！ 会場：名古屋文化短期大学（名古屋市東区） 主催：NPO法人 地域の未来・志援センター
受講日	平成27年2月22日
事業費	3,560円（交通費、参加費）
補助額	3,560円

3 制度創設時からの実績

年度	団体名	講座等名称	事業費	補助額
H22	田原市健康づくりリーダー連絡協議会	平成22年度愛知県健康づくりリーダー再教育研修	16,700円	16,700円
	NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	1%支援フォーラム2010	4,020円	4,020円
	NPO法人ピースハウス	平成22年度愛知県サービス管理責任者研修	9,540円	9,540円
	女性会議ウィット	講座「リプロダクティブヘルスを考える」	2,920円	2,920円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム15 アートブリュット・ジャポネ凱旋展	16,490円	15,990円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム15 ねじれ国会だからできる事がある！	23,990円	23,490円

年度	団体名	講座等名称	事業費	補助額
H23	田原市ビーチバレー協会	平成23年度愛知県スポーツ指導者研修会（後期）	5,960円	2,980円
	田原市健康づくりリーダー連絡協議会	平成23年度愛知県健康づくりリーダー再教育研修	16,700円	16,700円
	東友クラブ趣味の会	愛知県健康づくりリーダーバンク登録研修会	26,720円	26,720円
	女性会議ウィット	“人間と性”教育研究協議会	4,780円	4,780円
	NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	相互支援コミュニティ形成事業研究会	4,120円	4,120円
	環境ボランティアサークル亀の子隊	NPO法人海に学ぶ体験協議会フォーラム、自然体験活動指導者養成講座	15,855円	15,750円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム16	29,990円	29,735円
H24	OHPたはら	平成24年度愛知県要約筆記奉仕員養成講習会（応用過程）	12,890円	12,890円
	人づくりネットワーク メリーゴーランド	子ども若者育成支援推進事業 やんちゃ和尚講演会	2,520円	2,520円
H25	地域みらいの会	平成25年度女性教育指導者研修会	15,900円	15,900円
	あつみNPOネットワーク	平成25年度女性教育指導者研修会	9,540円	9,540円
	人づくりネットワーク メリーゴーランド	登校拒否・不登校を考える夏の全国大会2013in関西	39,900円	19,950円
	女性会議ウィット	人間と性教育研究協議会全国夏期セミナー近畿大会	38,540円	21,270円
	渥美半島ハイキングクラブ	環境市民活動助成金セミナー	3,020円	3,020円
	あつみロビーコンサート 運営スタッフ会	平成25年度文化庁「大学を活用した文化芸術推進事業」補助事業	40,720円	16,260円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム18	47,020円	25,960円

4 平成27年度の展開

○制度概要、審査方法は前年度と同様

- (1) 予算額 15万円
- (2) 募集期間 平成27年2月25日～平成28年1月29日
- (3) 補助額 事業費の全額または一部（上限3万円）

1団体あたり年間3人以内、1人1回※H26～1団体あたりの利用枠を拡大
（従前は、1団体あたり年間2人以内、同一講座への参加は1人のみ対象）

5 応募状況（H27.6.15）

団体名	講座等名称	事業費	補助額
NPO法人たはら広場	絵本を楽しむよみっこの会	59,460円	30,000円

市民提案型委託制度の実績と状況報告

1 制度の概要

市が実施すべき管理事業や市民サービス等において、市民から事業提案いただくことにより、より市民目線で柔軟な事業展開ができることを目的とする。市と市民活動団体が委託契約を結び、事業実施する協働制度。

テーマ提示型	市が提示する特定のテーマに対して、市民活動団体から企画、実施に至るまでの事業を募集する。
自由テーマ型	市民活動団体の専門性を生かし、市の施策推進が期待される事業を自由な発想で提案していただく。

2 平成26年度の実績

【テーマ提示型／男女共同参画啓発事業】

提案団体	まなびの会
提案事業	「共に支え、助け合う避難所づくり」 避難所運営の訓練実施は、いざという時に必ず役立つと考えられるため、男女共同参画の視点を取り入れた、いざという時役立つ、避難所づくりを行った。
事業費	146,000 円

【自由テーマ型】

1	提案団体	清田校区コミュニティ協議会	事業名	弁財ヶ浜海浜公園整備事業
	提案事業	弁財ヶ浜海浜公園整備協議会のメンバーの外、趣旨に賛同する親子、祖父母と孫など参加者を募り、毎月、日時を決めて対象エリアの整備（伸びた樹木の枝払い、草刈、散策道・排水路の整備、ユリノキの植栽）を行う。		
	事業費	600,000 円		
2	提案団体	みんなのたはら元気ネット	事業費	(仮称) 渥美半島フラワーEXPO
	提案事業	花のイベント：会場を田原市の花で埋め尽くし、「日本一の花処」と感じられるような展示会場としたい。産地ならではの「花の展示や販売」を行う特別な日として、イベントを実施。		
	事業費	7,380,000 円		

3 平成27年度の募集概要

【テーマ提示型】

(1) 募集テーマ

- ① 市民のひろば（市民活動団体交流会）開催事業（委託費上限：150,000 円）
- ② 男女共同参画啓発事業（委託費上限：200,000 円）

(2) 募集期間

平成27年6月17日（水）～7月17日（金）

【自由テーマ型】

募集期間（予定） 7月17日（金）～9月11日（金）

平成 27 年度 市民提案型委託事業【テーマ提示型】

応募要領

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施することによるコストの縮減や、市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。

1 募集するテーマ

テーマ① 「市民活動団体交流会（しみんのひろば）開催事業」

【事業内容】 市民活動団体の交流、活動 P R の場となるイベントの企画・運営

【事業費】 15 万円（上限）

テーマ② 「男女共同参画啓発事業」

【提案内容】 男女共同参画の意識を市民に広く啓発するための講座の企画・開催やパンフレットの作成、男女共同参画の視点からの避難所開設・運営訓練 等

（例）・地域活動への女性の参加を促すためのパンフレット作成

- ・子どもや若者対象の男女共同参画初級講座の開催
- ・多様な人たちへ配慮した避難所づくり
- ・居住スペース準備、簡易トイレ設置、男女別更衣室の設営
- ・防災レシピを活用した炊き出し訓練 等

【事業費】 20 万円（上限）

2 対象となる事業

市民活動団体が提案する事業で、次のいずれにも該当する事業が対象です。

- (1) 市が定めるテーマに合致しているもの
- (2) 市内で実施されるもの
- (3) 平成 28 年 2 月末までに完了するもの

3 対象とならない事業

対象となる事業であっても、以下の事由に該当する場合は対象としません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度から助成等を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不相当と認められる事業

4 応募団体の要件

応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体
※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体

※応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

- (1) 市民提案委託事業企画書（様式第1号）
- (2) 団体概要説明書（様式第2号）
- (3) 提案事業予算書（様式第3号）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 構成員名簿
- (6) 団体の決算書（直近のもの）

6 選考方法

提案事業の選考は、次の評価項目の観点から書類審査及び担当課へのプレゼンテーションを実施し、市が審査します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	<ul style="list-style-type: none">・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか。・地域の課題を適格に把握しているか。
的確性 専門性 企画の確実性	<ul style="list-style-type: none">・提案募集テーマに対して的確な事業であるか・団体の能力や専門性が活かされる事業であるか・事業の企画が適切で制度の高いものであるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当か
費用対効果 妥当性 効率性	<ul style="list-style-type: none">・事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか・課題に対する費用対効果は妥当であるか

7 提案募集

平成27年6月17日（水）～7月17日（金）午後5時まで ※必着

8 応募方法

直接持参または郵送

9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
田原市役所 市民協働課 宛

10 募集から事業完了までのスケジュール

- (1) 募集期間（6月17日～7月17日）
- (2) 担当課へのプレゼンテーション審査（7月下旬）
※委託候補団体決定
- (3) 担当課と委託候補団体の協議（8月上旬）
- (4) 契約の締結（8月中旬）
- (5) 事業実施（契約の日～翌2月末）
- (6) 事業実績報告の提出
- (7) 委託料の支払い

11 その他

- (1) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正していただくことがあります。
- (3) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

12 問合せ先

■ 田原市役所市民協働課

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話：0531-23-3504 FAX：0531-23-0180

E-mail：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

■ 田原市民活動支援センター（田原文化会館内）

開設：火・金曜日 午後1時から午後6時

土曜・祝日 正午から午後5時

〒441-3421 田原市田原町汐見5番地

電話：0531-22-1111（開設時のみ）

E-mail：shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

平成27年度 市民提案型委託事業【自由テーマ型】（案）

応募要領

この制度は、市が取組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体から自由に提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施します。コストの縮減や市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。提案された事業の担当部署と協議を行い、予算化された場合、平成27年度に事業実施します。

1 募集する提案事業

市民活動団体が自由な発想で考えた事業で、市の施策推進が期待できるもの。

- 例① イベント等の情報をいち早く伝えるためのツイッターやフェイスブックの活用
講座の企画・開催
- 例② 農家の皆さんで農道の草刈や整備を行う事業 等

この他にも市民活動団体が考える自由で柔軟な発想のご提案を募集します。

2 対象となる事業

対象となる事業は、市民活動団体から提案を受ける事業で、次のいずれにも該当する事業です。

- (1) 市の施策が推進される事業
- (2) 市内で実施される事業
- (3) 契約の日（平成28年4月以降）から平成29年2月末までに完了する事業

3 対象とならない事業

対象事業のうち、次の項目に該当する場合は対象になりません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業

- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度から助成等を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4 応募団体の要件

応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体

※応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

- (1) 市民提案委託事業企画書（様式第1号）
- (2) 団体概要説明書（様式第2号）
- (3) 提案事業予算書（様式第3号）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 構成員名簿
- (6) 団体の決算書（直近のもの）

6 選考方法

提案事業の選考は、次の項目について市が審査を行います。書類審査及び担当課へのプレゼンテーションを実施します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	<ul style="list-style-type: none">・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか。・地域の課題を適格に把握しているか。
的確性 専門性 企画の確実性	<ul style="list-style-type: none">・市の施策を推進する事業であるか・団体の能力や専門性が生かされる事業であるか・事業の企画が適切で精度の高いものであるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか
費用対効果 妥当性 効率性	<ul style="list-style-type: none">・事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか・課題に対する費用対効果は妥当であるか

7 募集期間

7月17日（金）～9月11日（金）午後5時まで ※必着

8 応募方法

直接持参、郵送にて提出

9 提出先

田原市役所 政策推進部 市民協働課

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

Email: kyoudou@city.tahara.aichi.jp FAX 0531-23-0180（代表）

10 事業化までの流れ

(1) 公開審査会（9月中旬）

※市施策への適合、期待される効果、補助事業等との重複、実現の可能性を審査

(2) 団体と担当課による個別協議・調整（9月下旬）

※協働候補事業について、提案者と担当課において、事業内容、役割分担、必要経費などについて協議

(3) 事業化の決定（平成28年3月）

(4) 予算措置（平成28年度予算）

※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度へ繰り延べなどの場合があります。

(5) 契約の締結（平成28年4月以降）

※協議に基づく仕様書により、市と提案者は委託契約を締結します。

(6) 事業実施（契約の日～平成29年2月末）

※契約締結後、契約者は、委託契約に基づき事業実施します。

(7) 事業完了報告書の提出

(8) 委託料の支払い

※市は、委託契約に基づく事業完了を確認後、契約額を支払います。

1 1 その他

(1) 同一年度の事業提案は1団体につき、1事業とします。

(2) 1事業の事業費の上限は、100万円以下とします。

(3) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、担当課と受託団体との協議により企画案の一部を修正することがあります。

(4) 担当課と協働候補者において協議を行ない、調整が整った場合においても、予算化を約束するものではありません。予算の決定は市議会における予算案の審議により決定されます。事業規模の縮小、事業の繰り延べなどの場合があります。

(5) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

1 2 問合せ先

■ 田原市役所市民協働課

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地の1

電話：0531-23-3504 FAX：0531-23-0180

E-mail：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

■ 田原市民活動支援センター（田原文化会館内）

毎週火・金・土曜 午後2時から午後7時開設

〒441-3421 田原市田原町汐見5番地

電話：0531-22-1111（開設時のみ）

E-mail：shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

市民活動団体登録制度の導入について

1 制度の目的

市民と行政の協働のまちづくりを推進するために、担い手となる市民活動団体の情報を登録することにより、団体活動の状況を把握し、情報提供や情報交換などをより一層充実させることを目的とする。

2 期待できる効果

団体同士のネットワーク形成、団体の育成支援を図るとともに、団体の得意分野を活かし、市との協働事業への参画につなげることができる。

3 東三河4市の状況

	登録制度	登録団体支援策	変更情報の把握、方法
豊橋市	有 *どすごいネット 登録を活用	◆オレンジプラザの利用（活動スペース、印刷機、紙折り機、ロッカー） ◆市民活動総合補償制度	年1回郵送確認 (H26～)
豊川市	有	◆市民活動総合補償制度 ◆センター内会議室等の無料利用 ◆コピー機及び印刷機の無料利用 ◆登録団体への資料送付（年1回）	毎年更新、その際に確認
蒲郡市	有 *どすごいネット 登録を活用	◆センターの印刷機の無料利用 ◆センター作業スペースの利用 ◆情報誌の郵送 ◆市役所封筒の提供	自己申告
新城市	有	◆会議室の無料利用 ◆市民活動講座の案内 ◆補助金情報の提供	

*どすごいネット：東三河市民活動情報サイト

4 登録団体支援策（案）

- ◆団体情報のPR（広報、市ホームページ、フェイスブック、メールマガジン）
- ◆補助金申請対象団体
- ◆社会活動災害補償制度の適用
- ◆印刷機の無料利用（印刷機利用団体登録を省略）
- ◆メールマガジンの配信
- ◆市民活動だよりの配布、補助金等情報の提供
- ◆社会教育施設利用料減免等の適用